

平成25年度 新たな組織体制と人事配置について

「暮らしやすさ日本一」の実現に向けて、第二期チャレンジ山梨行動計画に基づく施策を着実に推進するとともに、当面する重要課題へ迅速かつ的確な対応を行うため、必要な組織体制を整備し、適材を適所に配置する人事異動を行う。この際、簡素で効率的な県民にわかりやすい組織の構築に十分に意を用いる。

1 主なる組織改正と職の設置

1) エネルギー関連施策の推進体制の整備

① エネルギー局の設置

本県の豊かな自然環境を生かし、県内で必要な電力を百パーセント県内で賄う「エネルギーの地産地消」の実現に向けた取り組みを強力に推進していくため、「エネルギー局」を設置する。エネルギー局には、「エネルギー政策課」を設置する。

② エネルギー局長と企業局長との兼職

本県の水力発電を担っている企業局と一体となってエネルギー施策を展開していくため、エネルギー局長は企業局長を兼ねることとする。

2) 第二期チャレンジ山梨行動計画の推進体制の整備

① 定住人口確保対策の推進体制

定住人口の増加に向け、移住や二地域居住、都市農村交流などの取り組みを強化するため、観光振興課のニューツーリズム担当を「移住・交流推進担当」に改めるとともに、職員を増員し、体制の強化を図る。

② 地域活性化の推進体制

中部横断自動車道の増穂インターチェンジ以南の全線開通を見据えた

沿線地域の活性化を強力に推進するため、企画県民部に担当次長を設置し、中部横断道沿線地域活性化構想に基づく地域のプロジェクトを支援する。

③ 観光振興施策の推進体制

観光振興施策を強力に推進するため、観光部理事の特命事項を「観光振興・やまなしブランド販路拡大」に改めるとともに、訪日旅行者数が最も多い韓国等からの誘客の拡大を図るため、国際交流課に「国際観光振興監」を設置する。

④ 野生鳥獣被害防止対策及び有機農業の推進体制

野生鳥獣による農作物等被害防止対策及び有機農業の推進に関する取り組みをそれぞれ効果的に展開するため、農業技術課の鳥獣害対策・研究環境担当を「鳥獣害対策担当」と「有機農業・研究担当」として分離独立させるとともに、職員を増員し、体制の強化を図る。

⑤ 県立職業能力開発施設の推進体制

本県産業の将来を担う実践技術者を育成する公立職業訓練の充実を図るため、新たに産業技術短期大学の都留キャンパスを開校し、専門課程を拡充するとともに、事務局次長を設置して工業分野を専門とする教員を配置し、工業系高等学校との連携を強化する。

⑥ 児童福祉施策の推進体制

急増する児童虐待や子どもの抱えるこころの問題に対し、国や関係機関、市町村等との連携を強化して効果的な施策の展開を図るため、児童家庭課に「児童対策企画監」を設置し、専門的な知識や経験を持つ福祉（心理）職を配置する。

⑦ 障害者施策の推進体制

昨年9月に策定した「自殺防止対策行動指針」に基づく自殺防止対策や富士ふれあいの村への小児リハビリテーション医療診療所の整備を推進するとともに、本年12月に開催される「第13回全国障害者芸術・文化

祭やまなし大会」の準備に万全を期するため、福祉保健部に障害者施策を担当する次長を設置する。併せて、障害福祉課の職員を増員して体制の強化を図る。

⑧ 全国高等学校総合体育大会開催の推進体制

平成26年度に本県を含む南関東1都3県で開催される全国高等学校総合体育大会の準備に万全を期するため、全国高校総体推進室に室長補佐を設置するとともに、「総務・広報担当」及び「競技・宿泊担当」を設置し、職員を増員して体制の強化を図る。

2 人事配置の主な特徴

1) 施策推進や課題解決に成果を挙げるための人事配置

県政の諸施策の推進、諸課題の解決に着実に成果を上げる観点から人事配置を行った。このため、行政の継続性を重視するとともに、各所属の施策推進、課題解決に適した人材を年齢を問わず配置した。

この結果、特に管理職（事務）については、留任して引き続き同一の施策推進や課題解決に当たる職員の割合は約4割となった。

<留任する本庁管理職（事務）の率>

・H24年度末異動：38.1%（H23年度末異動：36.7%）

<管理職（事務）への若手職員登用>（年齢は4月1日現在）

- ・部局長最若年：56歳（H24：58歳）
- ・知事部局部局長平均年齢：57.8歳（H24：58.7歳）
- ・東京事務所長：55歳
- ・秘書課長：53歳
- ・医務課長、管財課長、障害福祉課長：52歳
- ・本庁課長・参事等（52歳・53歳）：15人（H24：11人）

<管理職（事務）の行政の継続性を重視した配置>

- ・森林環境部、観光部、農政部：次長 → 同部・部長
- ・企画県民部担当次長、産業労働部次長（課長事務取扱） → 同部・次長
- ・企画課、リニア推進課、障害福祉課、
観光企画・ブランド推進課、農政総務課：課長 → 同部・理事又は次長
- ・福祉保健部、観光部、教育委員会事務局：企画調整主幹 →

長寿社会課長、観光資源課長、新しい学校づくり推進室長 など

2) 現場主義の一層の徹底

現場での経験を本庁業務に生かし、本庁で立案した政策は現場で検証するといった現場主義に基づき、本庁における管理部門と現場部門との交流はもとより、直接県民と接する「現場部門」である出先機関等との交流を積極的に進め、県民の視点に立った執行体制の強化を図る。

① 部長級、部次長級職員の本庁と出先機関等との交流配置

出先機関等の所長の本庁部長、次長等への配置や、本庁次長級職員の出先所長等への配置など、本庁と出先機関等との間で幹部職員の積極的な交流配置を行う。

<交流配置の例>

- ・県立大学副理事長（事務局長事務取扱） → 知事政策局長
- ・出先所長等 → 知事政策局次長、防災危機管理監、農政部技監、県土整備部技監
- ・理事、次長 → 県立大学副理事長（事務局長事務取扱）、環境科学研究所副所長など

② 所属長級、出先次長級職員等の本庁と出先機関等との交流配置

県民の安全・安心な暮らしを支える保健福祉事務所や地域県民センターの所長へ本庁課長（交通政策課長、森林環境総務課長、企業局総務課長）から配置するなど、本庁課長から出先機関への配置を積極的に進める。

現場部門での経験を本庁業務に生かすため、中北保健福祉事務所長を企画課長に、北病院事務局長を県土整備総務課長に登用するなど、出先機関等から本庁への配置を引き続き進める。

また、税收违法対策を一層進めるため、経験豊かな税務課長を総合県税事務所の徴収部長に配置するとともに、総合県税事務所の課税・管理部長を税務課長に配置する。

<その他の交流配置の例>

- ・本庁課長等 → 育精福祉センター所長、産業技術短期大学校事務局長 など
- ・総括課長補佐 → 北病院事務局長、産業技術短期大学校事務局長次長
- ・出先所長等 → 職員厚生課長、企業局総務課長
- ・出先次長 → 商業振興金融課長、観光振興課長

3) 中長期的な視野に立った各行政分野専門職員の育成

福祉や環境、商工労働、観光、教育、税務などの各行政分野において人材を育成するため、同一所属への長期間配置や所属での持ち上がり、関係所属への配置等を行う。

特に、税務関係業務については、税收违法対策を強化するため、新規採用職員から税務課課長補佐及び総合県税事務所課長まで職層ごとに経験を積ませられるよう計画的な配置を行い、専門的な知識や豊富な経験を有するスペシャリストを育成する。

<税務スペシャリストの配置（候補者、希望者含む）>

- ・新規採用職員 4名 → 総合県税事務所へ配置
- ・主事 4名 → 総合県税事務所へ配置（公募）
- ・主任・副主査 6名 → 税務課及び総合県税事務所へ配置
(経験者の優先配置、所属内での配置換え)

- ・リーダー 2 名 → 税務課及び総合県税事務所へ配置（公募）
- ・総合県税事務所課長 2 名 → 総合県税事務所へ配置（経験者の優先配置）

4) 民間企業等への長期派遣研修の戦略的な推進

民間企業や中央省庁、大学院への派遣研修については、県政の重要施策を効果的に推進する上で民間のノウハウの活用や民間との連携、専門的知識の修得という観点から行うこととし、派遣研修修了後は当該施策を担当する所属へ配置する。

<H25.4月からの派遣先と研修内容>

- ・資源エネルギー庁（H25.4～H27.3） 燃料電池、新エネルギー政策に関する業務
- ・三井物産(株)（H25.4～H27.3） 環境、エネルギー分野に関する業務
- ・東京ガス（H25.4～H27.3） クリーンエネルギー等に関する業務
- ・(株)ジェイティービー(H25.4～H27.3) インバウンド観光等に関する業務
- ・(株)ニチレイ（H25.4～H26.3） 農業の6次産業化等に関する業務
- ・明治大学大学院（H25.4～H27.3） 危機管理行政の研究・実務を担う人材育成

5) 女性の積極的登用と職域の拡大

労働委員会事務局長や企画県民部理事、県民生活・男女参画課長、創設するエネルギー局付主幹への登用など、引き続き女性職員を重要ポストに配置する。

また、女性幹部職員を養成する視点に立ち、管理職クラスへの女性登用を積極的に進めるとともに、給与担当課長補佐や総務経理担当課長補佐など、これまで女性があまり就いてこなかったポストへも積極的に配置し、女性の職域拡大を図る。

<女性管理職の数の変化（H24→H25）>

【事務】 <計21名→21名>

部局長 0→1 部次長級 1→1 課長級 5→3 出先次長級 2→2
総括課長補佐級 8→9 学校事務長 5→5

【技術（医師・看護師、教員を除く）】 <計17名→22名>

課長級 2→3 本庁監・出先次長級 12→14 出先幹級 3→5

6) 東日本大震災被災地への人的支援の継続

東日本大震災で未曾有の被害を受けた岩手、宮城、福島各県知事の要請に応え、復旧・復興対策事業を引き続き支援するため、被災3県に対し行政事務職をはじめ、専門技術を有する土木職や農業土木職など9名の職員を4月1日から派遣する。

<派遣の内訳>

- ・行政事務 2名（宮城県1、福島県1）
- ・土木職 2名（岩手県2）
- ・農業土木職 2名（宮城県2）
- ・林業職 1名（福島県1）
- ・化学職 1名（福島県1）
- ・文化財主事 1名（宮城県1）